諮問第 16 号
「下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について」に対する答申

平成 27 年９月８日に諮問のあった本件に対する本市議会の答申意見は、次のとおりである。

記

下水道使用料の徴収に係る督促、滞納処分に関する事務は、違法、不当とは認められず、処分庁である市長が行った処分は、妥当である。
したがって、下水道使用料の督促処分に対する異議申立てについては、棄却すべきである。

以上答申する。

平成 27 年９月 25 日

青森市議会議長　大　矢　　　保

青森市長　鹿　内　　　博　様